

相談者は自身が悪いと思っており、無気力の状態であり、DV被害意識がなくDVと
思っていない。

- ・ 夫は日頃から頻繁に相談者に電話をしてくる。出産のための入院中も、電話を繋げたままにするように求められる。
- ・ 夫は外で遊ぶことが多く、普段から家事と育児をせず、産前産後も家事をしなかった。
- ・ 相談者は、夫から怒られることにしんどさを感じており、家事と子育てをしながらの環境に不安を感じている。

■対応

- ・ これまでの被害内容や相談者の不安を聴き、人権相談の利用を促した後、相談者の気持ちに寄り添い、出張相談や自宅訪問をするなどして相談者との関係を築いた。
- ・ 夫からの再度の暴力により、子どもを連れて避難した後、関係機関と連携して配偶者暴力防止センターを紹介し、住民票を異動。
- ・ 相談者にDVであることを気づいてもらい、相談者は離婚の意思を固める。

■評価および今後の課題

- ・ 母子保健担当や病院との連携により、相談者との関係ができた。
- ・ 夫との関係により、相談者が無気力にさせられ、当事者意識が薄かったが、関係機関との連携による相談や継続した見守りを行なったことで、相談者自身に当事者意識が芽生えた。
- ・ 今後も見守りの必要なケース
- ・ 夫が母子を探す可能性があり、DV防止関係機関以外に、子ども虐待防止機関・相談窓口につないでおく必要がある。
- ・ 母子として生活していくことになるため、生活支援や保育、就労支援等の関係機関との連携をしていく必要がある。

■連携が想定される資源・利用が想定されるサービス等

- 病院（産婦人科）
- 大阪府女性相談センター
- 大阪府内の子ども家庭センター
- 大阪府警察 生活安全担当部署
- 市町村の母子保健担当・保健師・乳幼児健康診断機関
- 市町村の人権担当部署・人権相談窓口
- 市町村のDV支援担当部署や配偶者暴力相談支援センター（女性相談センター）
- 市町村の住民票担当部署（DV等支援措置の実施）
- 市町村の養育支援機関・地域子育て支援センター・ファミリーサポートセンター
- 母子・父子自立支援員
- 市町村の生活支援機関

- コミュニティソーシャルワーカー（CSW）
- 人権文化センター
- 市町村人権協会
- 市町村の保育所・園
- 市町村の地域就労支援センター等の就労支援機関